

2 港子子第 1 4 2 9 号
令和 2 年 4 月 1 日
みなと保健所生活衛生課
子ども家庭支援部子ども家庭課

子ども食堂の実施に関する区への届出手続きの取扱い方針

区内で民間団体等が行う地域の子どもたち等への食事及び交流の場を提供する取組（以下「子ども食堂」という。）における食品衛生法上の手続きの簡素化と、安全な食事提供の促進のため、反復継続して子ども食堂を運営する場合の取扱い方針を定めます。

1 背景・経緯

区は子どもの孤食解消と保護者の支援を促進するため、子ども食堂の安定的な事業の実施環境整備に向けた支援を行っています。また、令和 2 年 2 月には、子ども食堂の運営者や支援者、地域の福祉団体及び行政が情報共有や相互に支援できるつながりを構築するとともに、それぞれの会員の活動について情報発信や理解促進を図るため、港区子ども食堂ネットワークを設置しました。

上記の施策等により、区内の子ども食堂運営の機運が高まっている一方、食品衛生法等の法令に基づく手続きの煩雑さが子ども食堂運営者にとって障壁の一つとなっています。区内の子ども食堂を増やすためには、みなと保健所生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び子ども家庭支援部子ども家庭課（以下「子ども家庭課」という。）により子ども食堂の手続きを整備し、簡易な手続きで衛生的な子ども食堂を運営できるよう対応が必要です。

2 方針の目的

- (1) 子ども食堂の安定的な事業の実施環境を整備すること
- (2) 子ども食堂の食品衛生法の手続きを明確化・簡素化すること
- (3) 子ども食堂の十分な衛生環境を確保すること

3 子ども食堂の取扱い

区内で子ども食堂運営者が反復継続して子ども食堂の利用者に飲食させる

場合は、原則として食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を要しますが、次のすべてに該当するものについては、許可を要しない給食施設（以下「給食施設」という。）として取扱います。

- (1) 港区子ども食堂ネットワークに加入し、専ら区内の子どもの孤食解消及び保護者支援を目的として、非営利で運営するものであること。
- (2) 参加はすべて予約制とし、氏名、住所、連絡先等の情報を収集のうえ、参加者を特定すること。
- (3) 参加者から実費（材料費・光熱水費等）以外の対価を徴しないこと。
- (4) 食品衛生責任者を設置すること。

4 子ども食堂運営者及び区の手続き

子ども食堂運営者及び区は、給食施設として取扱う子ども食堂については以下のとおり手続きを行います。なお、子ども食堂での飲食の提供が一度きりで完結かつ参加者が特定されている場合は、給食施設としての届出は必要ありませんが、「催事における食品取扱の届出」（別紙1）の提出を生活衛生課までお願いします。

- (1) 子ども食堂運営者は、子ども食堂を運営する年度毎に子ども家庭課に子ども食堂実施・変更届（別紙2）、東京都食品製造業等取締条例に基づく給食開始届（別紙3、以下「給食開始届」という。）を提出します。
- (2) 子ども家庭課は、前号の提出があった場合は、生活衛生課にその旨の通知を行います。
- (3) 生活衛生課は給食施設として取り扱えるか判断します。生活衛生課は、必要に応じて子ども食堂運営者に確認のご連絡や現地の視察等を行う場合があります。
- (4) 生活衛生課は、子ども家庭課へ上記の判断とその理由を通知し、互いに協力して円滑な事業の推進と実態の把握に努めます。
- (5) 子ども食堂運営者は、子ども食堂の内容に変更があった場合、子ども家庭課に子ども食堂実施・変更届により変更を届け出ます。
- (6) 子ども家庭課は、上記の変更届の提出があった場合、生活衛生課と協議を行います。
- (7) 子ども食堂運営者は、上記協議の結果必要とされる場合は、給食供給者届出事項変更届等を生活衛生課に提出します。
- (8) 子ども食堂運営者は、区の求めに応じて実施の報告を行います。

5 その他

- (1) 子ども食堂で提供する食事について、参加者が自ら調理し飲食する場合は、給食施設としての届出の対象になりませんが、区が実態を把握するため、港区子ども食堂ネットワークに参加していない場合は「催事における食品取扱の届出」を保健所に提出をお願いします。
- (2) すでに飲食店営業の許可を受けている施設において子ども食堂を運営する場合は、継続的に実施することは可能とします。その際は、給食施設としての届出の対象になりません。